

○足立区総合教育会議運営規則

平成 27 年 4 月 23 日
足立区総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、法に定めるもののほか、足立区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の目的)

第2条 会議を通じて、区長と教育委員会が足立区の教育に関して重点的に講ずべき施策等について議論し、その方向性を共有することで、もって足立区にふさわしい教育を提供することを目的とする。

(会議の招集)

第3条 法第1条の4第3項の規定により区長が会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件を付して、あらかじめ教育委員会に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 区長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から会議の招集の求めがあったときは、これを招集することができる。

(会議の構成)

第4条 会議は、区長、教育長及び教育委員をもって構成し、このうち教育委員は2名以上の出席を要するものとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が緊急に会議を開催する必要があると認め、かつ、教育委員を招集する暇がない場合は、区長及び教育長の出席をもって会議を開催することができる。

(参考人及び関係職員)

第5条 区長及び教育委員会が協議のために必要があると認めるときは、参考人として関係者又は学識経験を有する者を会議に出席させ、当該協議すべき事項に関して意見を求めることができる。

2 区長及び教育委員会は、必要に応じて指名する関係職員を出席させることができる。

(会議運営)

第6条 会議運営は、区長が主宰する。

(協議事項)

第7条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 法第1条の3に規定する大綱の策定又は改廃に関すること。

- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 幼児、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) その他、区長又は教育委員会が協議すべきと認める事項

(合意事項)

第8条 会議において協議した事項のうち、区長と教育委員会の双方の合意をもって、合意事項とする。ただし、このとき教育委員会においては、教育長及び出席する教育委員のうち半数以上の委員の合意があれば、教育委員会が合意したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により開催した会議において、区長及び教育長が合意した事項については、会議終了後、速やかに教育長が教育委員へ報告する。
- 3 第1項及び前項により合意した事項については、区長及び教育委員会は、これを尊重してそれぞれの権限に属する事務を管理及び執行しなければならない。

(会議の公開)

第9条 会議は公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の合意によりこれを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つために必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されると認めるとき。
- (3) その他公益上の必要があると認めるとき。

(傍聴)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、区長に申し出なければならない。

- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成等)

第11条 区長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、会議で非公開とした事項を除き、これを公表するものとする。

- 2 議事録には、区長及び教育長が署名する。

(事務局)

第12条 会議の事務局は、政策経営部政策経営課に置く。

- 2 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月23日から施行する。